

# 医療法人信和会

## 訪問看護ステーションみらい

令和6年4月1日開設

### 基本理念

私たちは“和”を以って、地域の皆様の生活が安心・安楽に送れるように、心のこもった質の高いサービスを提供します

### 基本方針

1. 利用者様が可能な限り自立し、安心して日常生活が送れるよう支援します
2. 利用者様の看護計画をもとに心身の機能維持回復及び生活機能の維持向上を目指し必要な看護知識・技術を持って看護を行います
3. 地域の医療・保健・福祉サービスと連携して利用者様にあった医療・介護サービスをコーディネートします

# 訪問看護の内容

- 療養上のお世話  
身体清拭・洗髪・入浴介助・食事介助・排泄介助 等
- 医師の指示による医療処置  
かかりつけ病院の医師の指示に基づき医療処置
- 病状観察  
病気や障害の状態、血圧、体温、脈拍等のチェック
- 医療機器管理  
在宅酸素管理 等
- ターミナルケア  
癌末期や終末期のご利用者様が、ご自宅で過ごせるよう適切なお手伝い
- 床ずれ予防・処置  
床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て



# 訪問看護ステーションみらい マイナンバーカード 12月利用開始



とっても  
簡単!

## マイナンバーカード

訪問看護版

### 1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

### 2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

### 3 資格確認

マイナンバーカードを  
読み取らせてください。



### 4 確認完了



カードをご利用ください

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

医療DX推進を活用して質の高い訪問看護を  
提供できるように体制整備を行っています

- 看護師等が居宅同意取得型オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています
- マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます

## マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

## 大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、**医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。**  
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。  
マイナポータルでも確認できます。

# 訪問看護ステーションみらい 重要事項説明

## 1.事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 信和会
主たる事務所の所在地	〒879-1131 大分県宇佐市大字出光165-1
代表者（職名・氏名）	理事長 和田 陽子
設 立 年 月 日	平成7年5月10日
電 話 番 号	0978-37-2500

## 2.ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションみらい	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒879-1131 大分県宇佐市大字出光165-1	
電 話 番 号	0978-37-2626	
F A X 番 号	0978-37-3882	
指定年月日・事業所番号	令和6年4月1日	4461190128
管理者の氏名	下山 尚美	
通常の事業実施地域	宇佐市・豊後高田市・杵築市	

# 訪問看護ステーションみらい 重要事項説明

## 3.事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、指定訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、健康保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の病状悪化、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 4.提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

## 5.営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）、祝日を除きます
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じてサービスの提供については24時間連絡相談可能な体制を整えるものとします

# 訪問看護ステーションみらい 重要事項説明

## 6.事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
看護師	2 人	0 人	非常勤	0 人
准看護師	1 人	0 人	非常勤	0 人
その他	0 人	1 人	非常勤	1 人

## 7.利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

## 8.支払い方法

上記利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払い方法によって異なります。

## 9.緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等、必要な処置を講じます。

# 訪問看護ステーションみらい 重要事項説明

## 10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

## 11. 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、事業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の処置を講じます。

## 12. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力・ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す等）

## 13. 非常災害時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。

# 訪問看護ステーションみらい 重要事項説明

## 14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0978-37-2626
	面接場所	当事業所の相談室
	相談窓口責任者	下山 尚美

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	宇佐市役所介護保険課	☎ 0978 - 32 - 1111
	豊後高田市介護保険課	☎ 0978 - 22 - 3100
	杵築市役所高齢者福祉課	☎ 0977 - 75 - 2402
	大分県高齢者福祉課	☎ 0975 - 36 - 1111
	大分県国民健康保険団体連合会	☎ 0975 - 34 - 8475



# 訪問看護ステーションみらい 重要事項説明

## 1 5.サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へ連絡ください。